

宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年3月30日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成16年2月17日

2 通知のあった日

宮城県知事

平成16年3月17日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 気仙沼地方振興センター

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(2) 大河原地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(3) 古川地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(4) 築館地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(5) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

滞納整理票等により、催告等の処理内容、納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに、定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(6) 古川地域子どもセンター

イ 監査委員の報告の内容

旅費の支出において、支払いの遅れが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

担当者を複数体制として事務の迅速化を図るとともに、上司の適切な指導と所内の連絡・チェック体制を強化し、再発防止の対策を講じた。

(7) 農地整備課

イ 監査委員の報告の内容

工事の執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。なお、地方公所と連携して、今後再発しない対策を講じられたい。

□ 措置の内容

河川法の遵守を徹底するため、地方公所担当者研修会を行うとともに、迅速な事務処理実施のため地方公所や本庁でのチェック体制を強化し、再発防止の対策を講じた。

(8) 築館産業振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事の執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

□ 措置の内容

河川法の遵守を徹底するため、所内研修会を行うとともに、迅速な事務処理実施のためにチェック体制を強化し、再発防止の対策を講じた。